

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成 15 年 12 月 25 日

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島県条例第 50 号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(電子証明書に係る発行手数料)

第 2 条 法第 3 条第 2 項に規定する申請者は、同条第 7 項の規定による電子証明書の提供を受ける際、現金により当該電子証明書に係る発行手数料（法第 34 条第 4 項に規定する発行手数料をいう。以下同じ。）を知事に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により納付された発行手数料を、指定認証機関（法第 34 条第 1 項の規定により知事が認証事務を行わせることとした指定認証機関をいう。以下同じ。）に納付しなければならない。

3 指定認証機関は、前項の規定により納付された発行手数料を自己の収入として収受するものとする。

4 発行手数料の額は、指定認証機関が行う法第 3 条第 6 項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等（法第 17 条第 3 項第三号に規定する電子計算機処理等をいう。以下同じ。）に要する費用及び当該発行の理由を考慮して、指定認証機関が定める。

(署名検証者に対する情報提供手数料)

第 3 条 法第 17 条第 4 項に規定する署名検証者（以下「署名検証者」という。）は、法第 18 条第 1 項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（以下「失効情報の提供」という。）及び同条第 2 項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（以下「失効情報ファイルの提供」という。）を受けたときは、当該失効情報の提供及び失効情報ファイルの提供に係る情報提供手数料（法第 34 条第 5 項に規定する情報提供手数料をいう。以下同じ。）を指定認証機関に納付しなければならない。

2 指定認証機関は、前項の規定により納付された情報提供手数料を自己の収入として収受するものとする。

3 情報提供手数料の額は、次に掲げる費用並びに署名検証者が失効情報の提供及び失効情報ファイルの提供を受ける目的及び方法を考慮して、指定認証機関が定める。

一 指定認証機関が行う失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用

二 指定認証機関が行う失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。
- 2 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成11年徳島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の一号を加える。

- 14 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年徳島県条例第50号）に基づく事務のうち、同条例第2条第1項の規定による発行手数料の徴収及び同条第2項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付